

親展

重要

三

四

社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取ってご使用ください

印

F

22XX XXXX XXX

お問い合わせは『控除証明書相談チャット』
または『ねんきん加入者ダイヤル』へ

1.控除証明書相談チャット（24時間対応）

日本年金機構ホームページでは、
控除証明書に関するお問い合わせに自動で
お答えする相談チャットを開設しています。
右記の二次元コードよりぜひご利用ください。
(<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2021.html>)

二次元コード

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

2.ねんきん加入者ダイヤル



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6630-2525

＜受付時間＞

月～金曜日 午前8：30～午後7：00

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6630-2525」の番号におかけになる場合、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生しています。おかけ間違いのないようご注意ください。

「お知らせは内側にあります。」

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

（水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。）

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

ご家族の保険料も控除の対象です。

生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合には、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。

申告の際は納付を証明する書類が必要です。

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。

*令和4年1月1日以降に納付された保険料は、この控除証明書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。

2年前納（現金・クレジットカード納付）ができます！

口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きな2年前納をご利用いただけます。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金制度については、日本年金機構ホームページをご覧ください。また、年金事務所の窓口での年金請求等の相談は、事前予約をご利用ください。

保険料納付は、口座振替が便利でお得！

－安心・簡単・便利・お得な口座振替をおすすめします－

安心 自動引落で納め忘れの心配がありません
簡単 1度の手続でOK！手数料もかかりません
便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます
お得 早割・前納を利用してお得な割引

口座振替なら、早割が利用できます。

早割（当月保険料の当月末引落）は、毎月の保険料が50円割引となります。（※）

口座振替による前納は、もっとお得です。

保険料を前納されると割引があります。（※）

※割引額・前納保険料額等は、令和3年度の金額となります。
令和4年度の前納保険料額等については、令和4年2月下旬に告示される予定です。

口座振替による割引額と保険料額

前納方法	年度	保険料額（割引額）
口座振替	1年度分	199,320円→195,140円（4,180円割引）
	2年度分	398,400円→382,550円（15,850円割引）
現金及びクレジットカード納付	1年度分	199,320円→195,780円（3,540円割引）
	2年度分	398,400円→383,810円（14,590円割引）

（参考）

口座振替による前納のお申し込みは、2月末日が締め切りです。お早めにお申し込みください。

口座振替のお申し込み

口座振替は、お近くの年金事務所または口座をお持ちの金融機関でお申し込みができます。
詳細については、年金事務所までお問い合わせください。